

# 公立大学法人大分県立看護科学大学毒物及び劇物管理規程

平成19年2月28日

規程第 87号

## (趣旨)

第1条 公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）の毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の管理については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (目的)

第2条 公立大学法人大分県立看護科学大学毒物及び劇物管理規程（以下「管理規程」という。）は、本学の研究及び教育上使用される毒劇物について、適正な管理、安全な取扱い並びに事故の未然防止を目的として定めるものである。

## (定義)

第3条 本管理規程における「毒物」とは法第2条第1項、「劇物」とは法第2条第2項に定めるものをいう。

## (管理責任者等)

第4条 学長は、本学における毒劇物の適正な管理、取扱等を統括するものとする。

- 2 学長は、毒劇物の適正な管理、取扱等を指導するため毒劇物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- 3 管理責任者は、学長が指名するものとする。
- 4 管理責任者は、研究及び教育において毒劇物を使用する講座・研究室・教室等（以下「研究室等」という。）に、それぞれ毒劇物使用責任者（以下「使用責任者」という。）を指名する。
- 5 管理責任者は、研究室等における毒劇物の管理、取扱が適正に行われるよう、使用責任者を適切に指導しなければならない。
- 6 使用責任者は、当該研究室等における毒劇物の適正な使用、管理及び盗難、紛失等の未然防止に努めなければならない。

## (購入)

第5条 使用責任者は、毒劇物を購入するときは事前に事務局へ協議をするものとする。

- 2 使用責任者は、毒劇物の納品に当たっては、研究室等で直接受領することなく事務局で納品検査を受けなければならない。

## (保管)

第6条 本学の毒劇物は、試薬瓶ごとに管理する方法（bottle management）を採用するものとする。

- 2 管理及び使用責任者は、毒劇物を一般薬品と区別し、専用の保管庫へ保管するものとする。
- 3 保管庫は、盗難等の防止のため施錠できる構造とし、鍵は使用責任者が保管しなければならない。
- 4 使用責任者は、保管庫に地震等の災害による転倒防止等の措置を講じなければならない。
- 5 使用責任者は、保管庫に「医薬用外毒物」及び「医薬用外劇物」の表示をしなければならない。

6 「医薬用外毒物」は赤地に白文字とし、「医薬用外劇物」は白地に赤文字とするものとする。

(使用及び報告)

第7条 使用責任者は、毒物及び劇物管理簿により在庫量及び使用量を把握し、それらの状況を明らかにしなければならない。

2 毒劇物を使用する教職員は、使用責任者の指示に従うとともに、毒物及び劇物管理簿（別記様式）に使用量等の記録をしなければならない。

3 使用責任者は、毎年末時点における毒劇物の保管数量と毒物及び劇物管理簿の在庫量を照合し、毒物及び劇物管理簿により翌年1月10日までに管理責任者へ報告するものとする。

4 管理責任者は、使用責任者の報告に基づき在庫量を確認した上で、速やかに学長に報告しなければならない。

(盗難、紛失等)

第9条 使用責任者は、毒劇物の盗難、紛失、その他不測の事態が生じたときは、直ちに管理責任者に届け出なければならない。

2 管理責任者は、前項の届け出があったときは、速やかに学長に報告するとともに、使用責任者に対し、必要な措置を講ずるよう指示しなければならない。

(廃棄)

第10条 使用責任者は、使用の見込みのないと判断される毒劇物については、法で定める廃棄の方法に関する基準により、速やかに廃棄するものとする。

(改正手続き)

第11条 この規程の改正は、研究倫理安全委員会の議を経なければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるほか、毒劇物の管理に必要な事項は研究倫理安全委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年2月28日から施行する。